

令和5年6月台風2号・豪雨により被災された事業者様へ 償却資産(固定資産税)の減免制度のご案内

豊橋市資産税課

このたび、令和5年6月2日に発生した台風2号・豪雨による被災に対し、心からお見舞い申し上げます。豊橋市では、被災された事業者様を対象に、被災した償却資産に係る固定資産税の減免制度を設けております。減免制度の利用を希望される事業者様は、回答用紙「償却資産の災害減免について」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。回答用紙をお持ちでない事業者様は市役所資産税課までご連絡ください。

◆減免制度の概要

被災により使用目的を損じた償却資産について、固定資産税の納期末到来分に被害の割合を乗じた金額をR5年度税額から減免します。

例) 課税標準額 200 万円の機械が復旧不能(被害割合 100%)となった場合
年間税額 : $2,000,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 28,000 \text{ 円}$
納期末到来分 : $28,000 \text{ 円} \times 3/4 \approx 21,000 \text{ 円}$
減免額 : $21,000 \text{ 円} \times 100\% = \underline{21,000 \text{ 円}}$

◆減免の適用条件

令和5年度申告に計上している償却資産で、下記の条件を満たす場合です。

- ・被災により取替または廃棄が必要となった場合
- ・被災により修繕が必要となり修繕費が一定割合以上必要な場合

※減免の適用の可否や被害割合は、現地調査等を踏まえ判断します。

<参考>償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の事業用資産のことで、土地や家屋と同じく固定資産税の対象となります。毎年1月に事業者様から市役所に申告をいただいています。

◆手続きの流れ

① 「償却資産の災害減免について」の提出【事業者⇒市役所】

適用条件をご確認のうえ、制度の利用を希望する事業者様は、同封の別紙回答用紙「償却資産の災害減免について」を記入し、市役所まで郵送してください。回答用紙をお持ちでない事業者様は、市役所までご連絡ください。

② 電話等での聞き取り【市役所⇒事業者】

市役所担当者より、連絡します。状況の聞き取りや現地調査の日程調整を行います。

③ 現地調査【市役所⇒事業者】

現地にて被災された該当資産を確認し、減免の適用可否を判断します。

④ 減免申請書の提出【事業者⇒市役所】

事業者様より市役所にご提出いただきます。

⑤ 減免承認通知書の送付、税額の変更【市役所⇒事業者】

市役所から承認の通知を送付します。

また、減免税額については下記のとおり対応します。

- ・一括納付を選択している場合 ⇒ 減額分の還付
- ・分割納付を選択している場合 ⇒ 第2納期以降の支払額から減額

◆問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所 財務部資産税課 償却資産担当

Tel:0532-51-2226 Fax:0532-56-5088